

## 鉄壁 Lite サービス利用約款

### 第1条 (適用)

1. ユーザーサイド株式会社（以下「当社」といいます。）は、サービス利用約款（以下「本約款」といいます。）に従い「鉄壁 Lite」サービス（以下「本サービス」といいます。）を提供します。
2. 本サービスの提供を受ける者（以下「利用者」といいます。）は本約款を遵守するものとします。本約款に同意することにより当社と利用者間に成立する契約を、以下「本契約」といいます。
3. 当社が別途指定する方法にて定める「通知」または「サービス仕様書」等で規定する本サービス利用上の注意事項および利用条件等の告知に加え、別紙 1 に記載された内容も本約款の一部を構成するものとします。

### 第2条 (用語の定義)

本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

1. **本サービス**: 当社が提供する「鉄壁 Lite」サービス
2. **利用者**: 本サービスの提供を受ける者
3. **利用契約**: 本約款に基づき当社と利用者との間に締結される、本サービスの提供に関する契約
4. **対象機器**: 本サービスの提供を受ける、利用者が自身で所有・運用する UTM 機器
5. **サービス開始日**: 本サービスの利用登録完了後に当社から利用者に対し送付する「鉄壁 Lite サービス開始通知書」に記載の日付
6. **契約期間**: 本サービスの利用登録完了後に当社から利用者に対し送付する「鉄壁 Lite サービス開始通知書」に記載の期間
7. **消費税相当額**: 消費税法および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額

### 第3条 (本約款の変更)

1. 当社は本約款を随時変更することができるものとします。なお、本約款が変更された場合には、利用者の利用条件その他の利用契約の内容は、改定後の新約款を適用するものとし、提供条件（料金その他を含む。）は変更後の本約款に基づくものとします。
2. 利用約款の変更に際しては、当社は当該変更の対象となる利用者に対し、その内容を速やかに告知します。告知は第 7 条記載の方法で利用者へ通知し、当社のホームページに表示した時点より効力を生じるものとします。
3. 利用約款の変更日以降は、利用契約には、変更後の利用約款が適用されることとなります。

### 第4条 (契約の成立)

1. 本サービス利用の申込みは、利用者が本約款に同意のうえ、当社所定のサービス申込書および注文書の両方を提出することによって行うものとします。

2. 利用契約は、前項の申込みに対し当社がこれを承諾することにより、成立するものとします。なお、利用者は当社が当該申込みを承諾しない場合があることをあらかじめ了承するものとします。

#### 第5条 (契約期間)

1. 本サービスの基本契約期間は1年間です。
2. 本サービスは、当社より発行する「鉄壁 Lite サービス開始通知書」に記載された年月日よりサービス開始となります。
3. 基本契約期間満了後は1ヵ月単位で自動更新となります。
4. 対象機器において最新のファームウェアが適用不可となった場合、契約継続ができないため、基本契約期間内であっても契約は終了となります。

#### 第6条 (契約の解約)

1. 利用者が解約を希望する場合は、希望する解約日の1ヵ月前までに当社指定の解約申込書にて申し出る必要があります。当社は解約申込書を受領した月の翌月末日を解約日とします。(以下、解約が完了した日を「解約日」といいます。)
2. 基本契約期間1年間以内の解約であっても前項の定めに従い解約ができるものとします。
3. 当社は解約日をもって提供サービスを停止します。
4. 本条による解約の場合、解約日に発生する利用料金などの債務は、第17条(利用料金の支払い方法等)に基づいて履行されるものとします。

#### 第7条 (通知)

1. 当社から利用者への通知は、電子メールの送信または当社ホームページへの掲載など、当社が適切と判断する手段によって行われるものとします。
2. 前項に基づき、当社が電子メールやホームページで利用者へ通知するときは、その内容が発信された時点で通知されたものとみなします。

#### 第8条 (緊急時の連絡方法)

1. 利用者は、緊急時に当社が迅速に連絡を取ることができるよう、緊急連絡先(担当者氏名、電話番号およびメールアドレス)を事前に当社に提供するものとします。
2. 当社は、緊急時において前項にて提供された情報に基づき、利用者へ連絡を行います。
3. 利用者は、当社からの緊急連絡を受け、必要な場合は速やかに情報を提供するものとします。また、緊急事態の解決に向けて、当社と協力して対応することを約束します。
4. 利用者は、緊急連絡先に変更があった場合、第9条(利用者登録情報の変更)に基づき速やかに当社に対して変更内容を通知し、最新の連絡先情報を提供するものとします。

**第9条 (利用者登録情報の変更)**

1. 利用者は、当社へ届け出ている住所、電話番号その他届出事項に変更があった時は、事前に当社所定の変更申込書にて変更手続きを行うものとします。
2. 前項の変更手続きが無かったこと、もしくは変更申込手続きの遅延により、利用者が不利益を被ったとしても、当社は一切責任を負わないものとします。

**第10条 (提供サービス)**

1. 本サービスは、利用者が保有する UTM 機器に対し、当社が以下の作業を実施するものとします。
  - (1) セキュリティアップデート (エクスプロイト) 情報の収集
  - (2) アップデート必要有無の判断
  - (3) セキュリティアップデートの実施
2. 本サービスはアップデート作業のみに限定され、監視・設定変更・障害対応等は含みません。

**第11条 (サービスの提供条件)**

- (1) 作業はリモート作業のみとします。
- (2) 月のアップデート回数に制限はありません。
- (3) 対象機器の正常動作および設定管理は利用者の責任において行うものとします。

**第12条 (サポート体制)**

当社は、利用者が本サービスを円滑に利用できるよう、以下のサポート体制を提供します。

1. サポート受付窓口は 24 時間 365 日、電話およびメールで受け付けします。
2. 標準対応時間は、当社営業日 9:30~18:00 の間です。
3. 緊急対応が必要な場合は、標準対応時間を超えて対応します。その場合は、時間外作業費用が発生する場合がございます。

**第13条 (サービス提供の中止・停止)**

1. 当社は、以下のいずれかの事由により、本サービスの全部または一部の提供を中止または一時的に停止することができるものとします。
  - (1) 当社の責に帰すべからざる事由により、本サービスの提供が不可能となった場合。
  - (2) 利用者が以下の各号のいずれかに該当した場合。
    - ① 支払期日が経過しているにもかかわらず、本サービスに関連する料金等の支払がなされない場合。
    - ② 本サービスの申込およびその他の手続において、当社に対して虚偽の事項を通知したことが判明した場合。
    - ③ 当社の問合せ窓口等へ正当な事由もなく長時間にわたり問合せを行い、または同様の問合せを繰り返し行うことにより、当社の業務に支障をきたした場合。
    - ④ 当社に対して威嚇による嫌がらせ、恐喝または脅迫などに当たる行為を行った場合。

- ⑤ 本サービス条項に違反し、その程度が軽微でない当社が判断した場合。
  - ⑥ その他当社が不適切であると判断する作為または不作為による行為を行った場合。
2. 当社は、以下のいずれかに該当する場合、利用者に対して事前に通知することによって本サービスの全部または一部の提供を一時的に停止することができるものとします。ただし、緊急でやむを得ない場合は、事前通知を行わず本サービスを停止することができるものとします。
    - (1) 本サービスの提供に必要な設備に対してメンテナンスまたは工事を実施する必要があると当社が判断した場合。
    - (2) その他、当社が本サービスの運用の全部または一部を中止することが望ましいと判断した場合。
  3. 当社は、本条に基づきサービスの提供を中止または停止した場合、利用者に対し、何ら責任を負わないものとします。

#### 第14条 (サービス提供の廃止)

1. 当社は、当社の都合により本サービスの全部又は一部を廃止することができるものとします。
2. 前項の規定により本サービスの全部又は一部を廃止する場合、当社は、当社所定の方法によってサービス廃止日の2ヵ月までに利用者に対してその旨を通知するものとします。ただし、やむを得ない場合については、この限りではありません。
3. 当社は、本条に基づきサービスを廃止した場合、利用者に対し、何ら責任を負わないものとします。

#### 第15条 (サービス料金)

1. サービス基本料金は別紙 1.サービス料金表に記載のとおりとします。
2. 実際の提供料金は、御見積書・御注文書に記載のとおりとします。

#### 第16条 (利用料金の請求)

利用者は当社に対し、お申込みいただいた御注文書に記載の利用料金および、これにかかる消費税相当額を支払うものとします。尚、消費税率の変更があった場合は、当該変更の実施後に利用者が当社に支払う対価より変更された消費税を適用するものとします。

1. 料金等の請求は、以下の通り開始します。
  - (1) 導入サービスに関わる初期費用は、作業完了後に検収書を受領した当月末に請求
  - (2) 月額サービス費用は「鉄壁 Lite サービス開始通知書」に記載された請求開始月より請求
2. 利用開始日の属する月または解約日の属する月であっても、利用料金の日割は行わないものとします。
3. 本サービスは一定期間毎にサービス内容を変更する場合があります。利用者が変更後のサービス内容を適用する際、月額料金の変更を伴う場合があります。
4. サービス内容及び月額料金の変更は予告なく行われることはなく、当社の提案によってのみ実施されます。

- 理由の如何を問わず本契約が効力を失った場合といえども、当社は、利用者により一旦支払われた料金等を利用者に返金しないものとします。

#### 第17条 （利用料金の支払い方法等）

- 利用者は、本サービスの利用料金およびこれにかかる消費税相当額を、当社の指定する金融機関口座に対する振込みにて、当社が指定する期日までに支払うものとします。
- 利用者は当社からの請求日の翌月末日までに、当社の指定する金融機関口座に対する振込にて料金等の支払いを行うことで、本サービスの利用を可能とします。なお支払いに関連して発生する手数料等は利用者の負担とします。
- 利用者は、本サービスの料金等の支払いを遅延した場合には、支払期日の翌日から完済の日まで支払うべき金額に対して年14.6%の割合の遅延損害金を当社に支払うものとします。
- 理由の如何を問わず本契約が効力を失った場合といえども、当社は、利用者により一旦支払われた料金等を利用者に返金しないものとします。
- 当社は、当社の責めに帰すべき事由によらず、本サービスを使用することができなくなった場合であっても、本料金の減額・返還、損害賠償を含め、当社は一切の責任を負わないものとします。なお、本サービスを使用することができなくなった場合には、当社は、本サービスの復旧に努めるものとします。

#### 第18条 （適用除外）

以下の各号に定める事項については、本サービスの適用から除外され、当社はその実施について何ら責任を負わないものとします。

- 対象機器自体の故障・障害の復旧作業
- 当社対応によらない対象機器の設定変更に伴う不具合
- 利用者環境に起因する障害
- 対象機器以外のネットワーク機器の問題
- データ消失に関する復旧作業
- 前各号の他、当社が対象外と認める作業

#### 第19条 （利用者の協力）

- 本サービスの実施に伴い、利用者はリモート作業に必要なネットワークアクセス情報を当社に提供するものとします。
- 必要に応じて機器の管理者権限情報を提供するものとします。

#### 第20条 （利用者の責任）

- 対象機器の記憶されたデータで、利用者が必要であると判断したデータのバックアップ
- 当社は、利用者がその故意または過失により当社に損害を被らせたときは、利用者に当該損害の賠償を請求することができるものとし、利用者は当社の請求に基づき、直ちに当該損害を賠償するものとします。

## 第21条 （当社の維持責任）

当社は、本サービスの提供にあたり取得した利用者情報等を、善良なる管理者の注意をもって適切に管理・維持します。

## 第22条 （免責規定）

1. 以下各号については本サービスの適用外とし、当社は何らの責任も負わないものとします。
  - (1) 本サービスで当社が提供する以外の利用者の環境に障害が発生した場合の障害復旧
  - (2) 天災地変、戦争・騒乱、ストライキ、行政行為、その他の不測の事故、もしくは利用者の故意、過失または不適正な使用によって利用者の環境に障害が発生した場合の障害復旧
  - (3) 利用者による当社へ無断で実施した設定変更起因する障害復旧
  - (4) 前各号の他、当社が定める本サービスの範囲外と判断する事項
2. 当社は、契約者が提供する内容の誤りによって本サービスの実施遅滞、本サービスの契約不適合責任等が発生した場合、当社は何らの責任も負わないものとします。
3. 当社は、以下の事由により利用者が発生した損害については、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の請求原因の如何を問わず何らの責任を負わないものとします。
  - (1) 天災地変、騒乱、暴動等の不可抗力
  - (2) 利用者設備の障害又は本サービスの利用に必要となるインターネット接続サービスの不具合等利用者の接続環境の障害
  - (3) インターネット接続サービスの性能起因する損害
  - (4) 善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない第三者による不正アクセス又はアタック、通信経路上での傍受
  - (5) 当社または当社の仕入先が定める手順・セキュリティ手段等を利用者が遵守しないことに起因して発生した損害
  - (6) ソフトウェア（OS、ミドルウェア、DBMS）及びデータベースに起因して発生した損害
  - (7) 利用者のハードウェアに起因して発生した損害
  - (8) 電気通信事業者の提供する電気通信役務の制約や不具合に起因して発生した損害
  - (9) その他当社の責に帰すべからざる事由

## 第23条 （秘密保持）

1. 利用者および当社は、本サービスの提供に関して相手方から知得した情報のうち、書面にて秘密である旨が明示された情報に関しては、秘密を保持するものとします。
2. 利用者は、本サービスの利用に関連して知り得た当社の業務上、技術上、販売上の秘密情報を第三者に一切開示、漏洩しないものとします。
3. 利用者は、本サービスの提供に関して当社から提供を受けた情報を当社に無断で複製し、また第三者に開示してはならないものとします。
4. 「刑事訴訟法」及び「犯罪捜査のための通信傍受に関する法律」に基づき捜査機関により強制処分が行われた場合、当社は当該処分の範囲内で本条の秘密保持義務を負わないものとします。

## 第24条 （個人情報の取扱い等）

1. 利用者は、本サービスの提供に不可欠な当社の提携事業者から請求があった時は、当社が利用者の氏名および住所等をその事業者に、秘密保持と厳重管理を確認のうえ、通知する場合があることについて同意するものとします。
2. 当社は、保有する契約者個人情報については、別に定める「プライバシーポリシー」<https://www.userside.co.jp/privacy/>に基づき適正に取り扱うものとします。

## 第25条 （第三者の権利侵害）

本サービスの実施に関し、利用者と第三者との間に当該第三者の権利侵害に関する紛争が生じた場合には、当社は一切の責任を負わないものとします。

## 第26条 （反社会的勢力との関係排除等）

1. 利用者は、自己、自己の役員（名称の如何を問わず、経営および事業に支配力を有する者をいいます。）もしくは業務従事者または本サービス契約の媒介者が、次の各号の一つにも該当しないことを保証し、かつ将来にわたって該当しないことを確約します。
  - (1) 自らが暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団官営企業、総会屋等、社会的運動党標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等その他暴力、威力、詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人（以下「反社会的勢力」といいます。）であること、および過去5年以内に反社会的勢力であったこと。
  - (2) 反社会的勢力が出資、融資、取引その他の関係を通じて、自己の事業活動に支配的な影響力を有すること
  - (3) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - (4) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に危害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
  - (5) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与していると認められる関係を有すること
  - (6) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 利用者は、本サービス契約の履行が反社会的勢力の運営に資することがないこと、またはその活動を助長するおそれがないことを誓約します。
3. 利用者は、次の各号に該当する事項を行わないものとします。
  - (1) 反社会的勢力を利用し、または反社会的勢力に対して資金、便宜の提供もしくは出資等の関与をする等、反社会的勢力と関係を持つこと
  - (2) 自らもしくは業務従事者または第三者を利用して以下の行為を行うこと
    - ① 詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いるなどすること
    - ② 事実に反し、自らが反社会的勢力である旨を伝え、または関係団体もしくは関係者が反社会的勢力である旨を伝えるなどすること
    - ③ 相手方の名誉や信用等を毀損し、または毀損するおそれのある行為をすること
    - ④ 相手方の業務を妨害し、または妨害するおそれのある行為をすること

4. 当社は、利用者が本条の規定に違反した場合、何ら催告等の手続を要せず、本サービス契約を解除することができるものとします。この場合、当社は利用者に対して、その名目の如何を問わず、金銭の支払いやその他の経済的利益を提供する義務を負いません。さらに、当社は本条による解除によっても、利用者に対する損害賠償請求を妨げられません。

#### **第27条 （権利義務の譲渡等）**

利用者は、本サービス契約により生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または継承させてはならないものとします。ただし、当社の書面による事前の承諾を得た場合はこの限りではありません。

#### **第28条 （準拠法）**

本サービス契約の成立、効力、解釈および権利については、日本国法に準拠するものとします。

#### **第29条 （協議）**

利用者および当社は、本サービス規約に定めのない事項または解釈上の疑義については必要に応じ誠意を持って協議のうえ、解決にあたることとします。

#### **第30条 （合意管轄および紛争解決手段）**

1. 利用者と当社の間で訴訟の必要が生じた場合には、札幌地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
2. 訴訟に至る前に、利用者と当社は誠意を持って協議し、可能な限り友好的な解決を図るものとします。
3. 協議によっても解決が困難な場合、利用者と当社は、第三者機関による仲裁または調停を利用することを検討します。
4. 仲裁または調停の手続きにおいては、利用者と当社は、相互に協力し、迅速かつ公正な解決を目指します。

#### **附則**

本約款は 2025 年 12 月 10 日より効力を有するものとします。

## サービス料金表

プラン	初期費用	月額費用
シングル構成プラン	¥ 200,000	¥ 20,000
HA 構成プラン	¥ 350,000	

初期費用は、作業完了後に検収書を受領した当月末に請求となります。  
月額サービス費用は「鉄壁 Lite サービス開始通知書」に記載された請求開始月より請求となります。  
※初期費用に設置先への作業員移動費用は含みません。別途御見積となります。